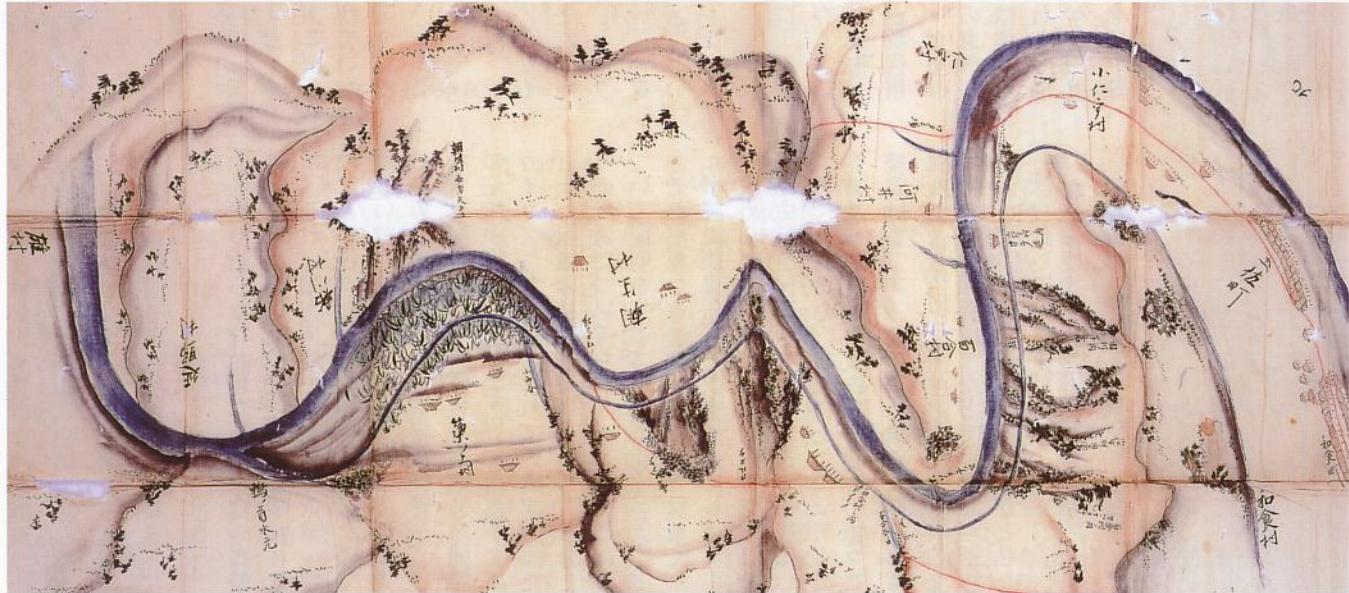


文書館だより

第21号

徳島県立文書館



今川用水絵図 弘化年間(1847年頃)

(1511×770mm)

那賀川中流域の鷺敷東岸一帯を潤すための用水路を描いた絵図。鶴之首用水（鶴之首は梁上村にある用水の取り入れ口）、新用水とも呼ばれたが、小仁宇村の今川家が工事の先頭に立っていたため今川用水と呼ばれている。用水路は、明和8年に計画され、安政2年に工事仕様書が出されてほぼ完成を見たが、度重なる洪水の被害に遭い現存していない。（秋本家文書 アキモ00052）

す。

戦後まもないころの公文書に焦点をあてて、戦後徳島の再出発の様子を紹介しま

第27回企画展
「褒められた人々—江戸時代阿波の褒状—」

講師 高橋啓（鳴門教育大学教授）
とき 平成15年11月16日（日）午後2時～4時
ところ 二十一世紀館イベントホール

平成16年2月3日～4月25日

平成16年2月3日～4月25日

目 次

アーカイブズ・カレッジに参加して	2
公開史料の紹介 鶩敷町秋本家文書・勘田家文書	3
個人情報をそのまま文書館に引き渡して大丈夫！？	4
古文書の世界「海を渡り女のひとり旅」	6
文書館のあゆみ（平成15年1月～6月）	7
文書館の新しい試み「展示解説」	7
講座・歴史講演会のご案内	8
文書館の利用案内	8

平成15年8月5日～10月26日
江戸時代から明治時代にかけて、剣術・槍術・弓術・馬術・砲術・柔術・棒術などの武術・武道が武士から庶民にまで広がっていった様子を、門弟姓名録・武道額・稽古場の定め・秘伝書・免許状などの実際の資料を通して紹介します。

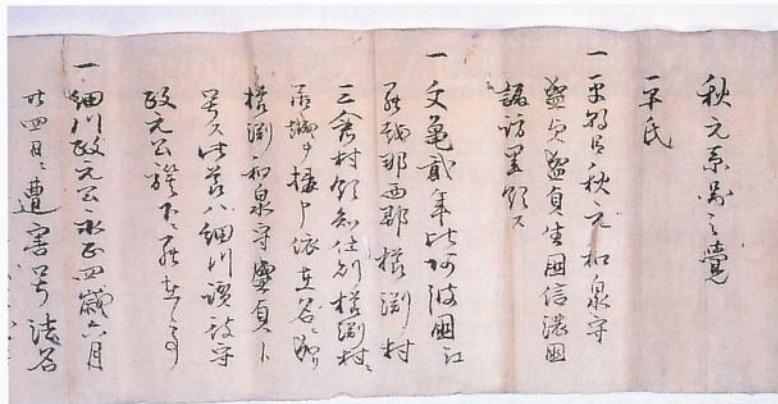
平成15年10月28日～平成16年2月1日
江戸時代には『褒める』ということが様々な形で行われてきました。今回の展示では、大坂の陣における「七感状」や「阿淡孝子伝」など、『褒める』に関する当館収蔵資料を展示し、それぞれの意味を考察します。

第27回企画展
「褒められた人々—江戸時代阿波の褒状—」

第26回企画展「阿波・武道の広がり」

(3) 平成15年9月26日

文書館だより



「秋元系図之覚」(秋本家文書)

古文書 公開史料の紹介

鷺敷町 秋本家文書と勘田家文書

金原祐樹

秋本家文書

徳島県立文書館では、この九月二日から寄託文書である鷺敷町秋本家文書および勘田家文書を公開した。利用していただときの手引きとして少々この二つの古文書の概要を紹介する。なお、文化の森文書館ホームページでの史料検索も可能になっている。幅広くご利用いただきたい。

秋本家文書は、那賀川の中流域、旧小仁宇村庄屋であった家の古文書で、今回

の史料整理により三、三九一点の文書が確認された。その内虫損などで物理的に閲覧が難しいものや個人情報に関わるもの等を除き三、一九八点を公開した。このうち二、八六二点は近世文書である。

秋本家は、その系図等(アキモ〇〇六

四二「秋元系図之覚」他)によれば信濃国諏訪出身で秋元姓を名乗り、文龜二年

(一五〇二)頃阿波国那西郡柳淵村(現

小松島市)に入つて柳淵姓を名乗り細川

一重羽臣・秋元・秋泉守

鹽矢・鹽貢主・函信・湯國

諏訪・笠原

一文龜貞年比_ノは細江

益部郡西郡柳淵村

三禽村御知仕別柳淵村

兩脚・梅・桜・立名・柳

柳淵・和泉守・鹽貢主・ト

星・木・細川譲・被子

改え公譲・木・木・ト

一細川改え云・水・四歳・六月
す四月・遭害・子・法名

は、寛政期から天保期に肝煎・庄屋を務めた多三郎、天保期以降庄屋を務め明治に入つても村役人を勤めていた和三郎の

二代に關するものが圧倒的に多い。

検地帳、棟付帳、貢租関係文書、土地

証文、暇証文など肝煎・庄屋の役職に関わる文書のほか、材木・茶・鮎などの仁

宇谷地域の産物に関する文書、四国遍路二一番札所太龍寺・二二番札所平等寺が

近いことから遍路人死亡等の記録、村で盛んに行われていた出雲・多賀大社太々

の史料整理により三、三九一点の文書が確認された。その内虫損などで物理的に閲覧が難しいものや個人情報に関わるもの等を除き三、一九八点を公開した。このうち二、八六二点は近世文書である。

秋本家文書の一冊は、鷺敷町古文書研究会による『鷺敷町の古文書 仁宇谷百姓一揆他庄屋記録』(一九九八年刊)によつて解説出版されている。

仁宇谷一揆は、文政二年(一八一九)阿波藩主蜂須賀斉昌による那賀郡巡視の際に負担金村割付への不満をひとつ

きつかけにして、小仁宇村を含む仁宇谷(那賀川の上・中流に位置する村々)五

八ヶ村二ヶ町全体を巻き込む大騒動に発展したものである。翌々四年には一揆の

頭目と見られる十六名の百姓が捕らえられ一応の決着を見る。秋本家文書には、

各種の報告を含めて仁宇谷一揆の詳細な史料が残されており、徳島藩の一揆研究には欠かせないものとなつてゐる。

「明治六癸酉年御用錄」表紙
(勘田家文書)

勘田家文書

勘田家文書は、那賀川中流域、小仁宇村の上流側に隣接した那賀郡百合村の庄屋であつた家の古文書で、今回の史料整理により一、一八五点が確認された。うち個人情報を含む六点を除き一、一七九

点を公開した。その内近世文書は一二三

点で、幕末期の百合村庄屋であつた勘田

倍蔵に関する文書がほとんどである。慶

応三年(一八六七)以降は勘田準平が庄

屋として登場し、明治期には百合村の里

長補、副戸長、戸長を歴任している。

勘田家文書の近世分には、検地帳の写

しや年貢関係の外に仁宇谷の山方産物に

関わる文書が残されている。また近代分

には、税等の領收書や地券などがほとん

どである。明治六年・七年の御用録(御

触書、カンタ〇〇一一七、カンタ〇〇一

八)や、人形淨瑠璃芝居の興業に関する史料などがあり、明治前期の村の様子を知る史料としても興味深い。

(事務主任)

アーカイブズ・コレクションに参加して

徳野 隆

この度、国文学研究資料館史料館（国立史料館）主催のアーカイブ・コレクション長期コースの前期課程に参加する機会を得て、有意義な研修を受けさせていたいと存じます。ここにその一端を紹介したいと思います。

そもそも「アーカイブズ」とは

毎週日曜日の深夜に『NHKアーカイブズ』というテレビ番組が放映されています。これもあつて、「アーカイブズ」という言葉はかなり耳慣れたものとなっていました。しかし、この「アーカイブズ」という言葉の本来の意味をご存じでしょうか。

この言葉の語源は6世紀の東ローマ帝国で、法律や条約などを永久保存していたarkheion（最も重要な建物という意味）だと言われています。現代用語としての「アーカイブズ（archives）」には、普通次の二種類の意味が込められています。①個人や組織体が生み出し、何らかの媒体に定着された記録（records）の中で、様々な利用価値の故に永続的に保存されたものの場合の訳語は「記録史料」となります。②そのような記録史料を保存活用するための施設やシステム。この場合の訳語は「文書館」「公文書館」となります。

私たち一個人が何か重要な決断を下さなければならなくなつた時や、自分の行

いを振り返らなければならなくなつた時に、必ず過去の記憶を呼び起こすはずです。それは国家・地方自治体・企業・学校などの様々な組織の場合も同じなのでしょうか。組織が正常に活動するために必要不可欠な情報を保管し、いつでも活用できるようにしておく「組織の記憶中枢」。それこそが「文書館・アーカイブズ」だと考えられています。また近年、組織の社会的責任として、自分の行為についてちゃんとした証拠に基づいて説明をする「アカウンタビリティ」—これも単なる「説明責任」ではなく、「挙証説明責任」と訳すべきでしょう—が求められています。説明の根拠となる記録史料を保管し、活用できる状態にしておくためにも、組織にとって「アーカイブズ・文書館」は必要不可欠となつてくるはずです。このようなことからみても、「アーカイブズ・文書館」は単なる「古文書の保管庫」などではなく、その語源の通り「最も重要な」施設だと私は自負しています。

そこで最近の史料整理では、その史料を生み出し、保存してきた組織体（家・役所・企業など）の機構や機能などを明らかにした上で、それに合わせる形でその史料群を分類します。さきほどの家の場合で、庄屋文書、経営文書、家政文書などの大きなグループ（これをS u b - F o n dといいます）に分類し、それの中を更に検地帳、藍作、冠婚葬祭などのより小さいグループ（これをS e r i e sといいます）に分類することになりました。この形態、内容による分類にはさまざまな問題点があり、それを内容によって「土地」「支配」などに分類していました。この形態、指摘されてきました。その例を一・二あげてみましょう。例えば、江戸時代に庄屋を務めた旧家から大量の質地証文の写しには①この家が質入・質取の当事者である、②この家は当事者ではないけれど、庄屋として村人が関係する質地証文の写しを取っていた、の二種類が混在していると考えられます。①の場合にはこの家の経営を考察する史料、②の場合には庄屋の職務を考察する史料となるはずです。ところが従来の整理方法では、この性格の異なる二種類の史料が、「質地証文」として目録に一括掲載されることになります。また、その家の経営帳簿である大福帳に書簡が綴じ込まれていたとします。その書簡はその家の経営に密接に関係するものであることが考えられます。しかし、従来の整理方法ではこの書簡は大福帳と完全に分離され、この家の個人的な私信と一緒に分類されることになります。これでは、この家の経営状況の解説など、とてもできたものではありません。

そこで私のことになりますが、国文学研究資料館史料館は学生時代の私が閲覧者として、またアルバイト学生として足繁く通った思いでの場所です。その思いでの場所で、全国のアーキビストや大学院生の皆さんと一緒に学び、意見や情報を交換する機会を得たことは、何物にも代え難い貴重な経験でした。ここで学んだことを少しでも日々の業務に還元せねば、と肝に銘じる今日この頃です。（古文書係長）

史料群の「構造」に基づいた整理

アーカイブズ・コレクションでは、史料の整理をする際に、その史料群の構造を把握することの大切さが強調されています。このことを理解していただくために、従来行われてきた史料整理のやりかたと比較してみましょう。

アーカイブズ・コレクションでは、史料の整理をする際に、その史料群の構造を把握することの大切さが強調されています。このことを理解していただくために、従来行われてきた史料整理のやりかたと比較してみましょう。

公文書の閲覧システムに関する事務取扱内規

閲覧制限に関する基準

別表（第3条関係）

区分	項目	内容
1 閲覧に供するこことにより特定人に不当な利益又は損害を与えるおそれのある公文書	1 個人の氏名・生年月日・性別・住所・出身地・家族等を含む個人の基本的属性に関する情報を記録するもの 2 個人の職歴・病歴・収入・資産・思想・信条・心身の状況等に関する情報を記録するもの 3 その他個人の私生活上のプライバシーに関する情報を記録するもの 4 職員の任用・給与・勤務条件・服務などに関するもの 5 法人及び個人事業主が円滑な事業活動を営む上で重大な阻害要因となるおそれのある情報を記録するもの	例 戸籍（除籍）謄抄本
2 閲覧に供することにより、公共の安全及び利益を損なうおそれのある公文書	1 秘密文書とされているもので閲覧に供すことにより県及び県関係機関の行政運営に著しい支障を生ずるおそれのあるもの 2 県と国等との信頼関係を著しく損ない、県の行政運営に著しい支障を生じるおそれのあるもの	1 上の法令とされる（個人情報を記録する人へ） 2 秘密文書とされたいたもの
3 整理中・補修中のもの及び特に破損のおそれのある公文書	1 整理中のもの 2 補修中のもの 3 損傷のはげしいもの	

独立行政法人国立公文書館利用規則

個人情報の利用制限の例示

別表（第3条の2関係）

一般の利用を制限する歴史公文書等に記録されている情報	該当する可能性のある情報の類型の例	経過年数
個人の秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務	30年以上 50年未満
個人の重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 国籍、人種又は民族 ロ 家族、親族又は婚姻 ハ 信仰 ニ 思想 ホ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態	50年以上 80年未満
個人の特に重大な秘密であって、当該情報を公にすることにより、当該個人及びその遺族の権利利益を不当に害するおそれのあるもの	イ 門地 ロ 遺伝性の疾病、精神の障害、その他の健康状態 ハ 犯罪歴又は補導歴	80年以上

備考

- 該当する可能性のある情報の類型の例とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、「個人の重大な秘密」又は「個人の特に重大な秘密」にそれぞれ該当する可能性が考えられる一般的な情報の類型を例示したものであって、歴史公文書等に記録されている情報に対するこの表の適用に当たっては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 経過年数とは、当該情報が記録されている歴史公文書等の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して経過した年数をいう。

※徳島県立文書館でもこれを準拠した運用を行っています。

個人情報をそのまま

文書

個人情報

消しち
だめ

文書館

文書館に引き渡す

選別協議の結果、歴史的文化的価値

文書館では「歴史的文化価値を有する文書館の資料は、文字情報だけではなく、写真や図版などの複数の媒体による表現も重要な要素として位置づけられています。これらは、文書館の収蔵範囲を広げ、研究や教育のための多角的なアプローチを可能にします。

満30年を経過した文書は、簿冊化等を行い、利用制限を施した上、逐一江戸期の古文書でも、個人情報の記載が確認された場合は、個人情報を保護するための特別な措置が講じられます。

個人情報としての価値を見極め、利用制限を見直していく文書館制度を実現するため、個人情報を保護するための特別な措置が講じられます。

あなたの作った公文書が「歴史的文化的価値を有する文書」に選ばれた場合、文書館ではそれを尊重するための特別な措置が講じられます。



公文書の管理

ものを除き廃棄可
価値を有する文書の引き渡し

る文書」を選別して収蔵しています。
よく、綴られた姿や、紙質・保存の状
況が手がかりが得られるよう配慮して
文書件名を入力し、個人情報の審査
閲覧に供しています。
性質により、利用制限しているものさ
がら、何十年・時には百年を越えて利
用していただき、文書を現物・現状
を放ちます。
手塚喜久雄（副館長兼公文書係長）

個人情報保護条例

適正管理

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存する必要があると認められるものについては、この限りではない。

他の制度との調整

第44条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報 （2）～（4）号は省略

2 この章の規定は、図書館、博物館その他これらに類する施設において、当該施設の設置目的に応じて保有されている個人情報については、適用しない。 （3～6項は省略）

注 この章とは「第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護」のこと。

公文書管理規制

公文書の廃棄

第9条 公文書は、その保存期間（保存期間が延長された場合にあっては、延長後の保存期間）が満了したときに、徳島県立文書館に引き渡すものを除き、廃棄するものとする。 （2項は省略）

文書規程

保存文書の廃棄等

第30条 総務課長は、保存文書について保存期間が満了したときは、主務課長に通知しなければならない。この場合において、主務課長は、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。

2 主務課長は、その保存する文書について保存期間が満了したときは、保存期間を延長する必要があるかどうかを確認しなければならない。

3 主務課長は、保存期間が5年以上の文書について、保存期間が満了する前に廃棄しようとする時は、総務課長に協議しなければならない。

4 総務課長又は主務課長は、廃棄しようとする文書の保存期間が5年以上であるときは、廃棄文書目録（様式第13号）を作成し、徳島県立文書館長（以下「文書館長」という。）に送付しなければならない。

5 主務課長は、前項の廃棄文書目録に基づき文書館長から歴史的・文化的価値を有する文書の選別について協議を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 総務課長又は主務課長は、前項の協議の結果歴史的・文化的価値を有するものとして選別された文書については、速やかに、文書館長に引き渡さなければならない。

7 総務課長又は主務課長は、前項の規定により文書館長に引き渡すものを除き、その保存する文書を廃棄するものとし、廃棄に当たっては、廃棄する文書が不正に使用されることがないよう、廃棄の方法について十分留意しなければならない。

文書館だより

文書館のあゆみ

(平成15年1月～6月)

1月5日

第25回企画展「近世社会を創出した文書 検地帳」(～2月2日)

公文書管理・保存講座

文書館職員人権問題研修会

第3回県教委事務局職員等人権問題研修会

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会10周年記念セミナー(大阪市立中央図書館)

資料調査(由岐町般若寺)

徳島の古文書を読む会運営委員会

資料保存修復会(神戸市・阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター)

第25回資料紹介展「歴史の宝箱バート2 文書館・公文書館の役割」(～4月27日)

第1回海南町古文書読み方講座

徳島の古文書を読む会総会

第5回歴史講座小川裕久氏「林鼓浪とお鯉さん」

徳島県博物館協議会研修会(那賀川町科学センター)

第2回海南町古文書読み方講座

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第3回役員会(東京都公文書館)

予備監査

徳島の古文書を読む会凡例検討委員会

第2回資料協議会

県庁総務課廃棄文書調査

第3回海南町古文書読み方講座

校詰交換会

本監査

資料調査(洲本市森家)

第26回資料紹介展に関する調査(～28日 兵庫県上月町・夢前町)

井口家文書(上月文書)寄託契約

転任者・新任者着任

第26回資料紹介展(上月文書に見る戦乱の世～上月・赤松・細川～)(～8月3日)

第1回古文書講座(初級)「開講式・入門講座(学習方法・参考書)

徳川慶喜の書簡を読む

資料調査(小松島市藏本家)

資料調査(羽ノ浦町吉見家)

都道府県・政令指定都市公文書館長会議(～6日 東京都)

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会第1回役員会(～23日 北海道立文書館)

第1回古文書講座(初級)「徳島の和本を読む1～阿波名所図会～」

第2回古文書講座(初級)「徳島の和本を読む1～阿波名所図会～」

資料調査(羽ノ浦町吉見家)

資料調査(小松島市東洋紡)

文化の森連絡調整会議(21世紀館会議室)

徳島の古文書を読む会運営委員会

第4回企画展に関する調査(脇町武田家他)

第4回古文書講座(初級)「法令文書を読む1～元居書抜を読む～」

回資料紹介展示解説

文書館の展示はやはりわかりにくい。
展示資料が文字ばかりなので、とりつきにくい。これは文字史料を中心に扱う文書館における展示の大きな悩みと言えるでしよう。展示している文書にはそれなりの意味があるので、文字による解説だけでは自ずと限界があります。展示を行ったものが直接展示をした史料を前にして解説を行えば展示の意図やどこが面白いのかを伝えることができるのではないかでしょうか。また、当館の展示室では展示しきれない史料もたくさんあります。こういった史料を紹介することもできるでしょう。

当文書館では今年度から新しい試みとして展示開催中の二日間、職員による展示解説を実施しています。先日の展示解説(8月24日「阿波武道の広がり展」第一回)では、武道の展示に関係する資料をお宅からお持ちいただいた方もおられ、和気あいあいの雰囲気の中で行うことができました。

まだまだ、展示解説だけを目当てに来ていただく方は少ないかもしれません。が、今後も続けていきたいと考えています。次回は「阿波武道の広がり展」第二回を十月十三日(月曜日・体育の日)に一時半から行います。参加自由ですの



「展示解説」

文書館の新しい試み

文書館だより

◆◆講座・講演会のご案内◆◆

公文書管理・保存講座

募集は、県・市町村における公文書担当職員の方を対象とします。県立文書館における歴史的文化的価値を有する公文書の保存と管理の現状と、利用に関する基礎的知識を得ることにより、行政機関における文書管理に資することを目的として実施します。

- ◇講座定員 四十名程度
- ◇講座日程 十月三十日(木)
- 午前十時から午後四時まで

- ◇申込締切 十月十五日(水)

【応募要領】

所定の「受講申込書」にて、徳島県立文書館公文書係までお申込み下さい。申込者多数の場合、文書館で選考させていただきます。

回	期	日	講演	テーマ
⑤	④	③	②	①
2 21 (土)	1 13 (土)	12 13 (土)	11 22 (土)	10 25 (土)
徳島県立盲学校 佐藤正志	県立文書館資料調査室 立石一	徳島市立高等学校 石尾和仁	元県農業試験場 宮本和弘	長良川流域における 世村落の姿
四国におけるキリスト教 板東英雄	阿波型農業の成立 吉野川流域における	中世村人の生活 世村落の姿	棟付帳から見た近	古代から近・現代にいたる徳島の歴史 に関する講義を聴き、徳島の歴史への理解を深めていただく講座です。



お気軽にご参加ください。

※すべて無料です。
詳しくは徳島県立文書館まで御連絡ください。

【応募要領】

往復ハガキに①住所②氏名③電話番号と、返信用に、ご自分の住所・氏名をご記入のうえ、徳島県立文書館古文書係までお申し込み下さい。なお、希望者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

歴史講演会

文書館では、企画展あるいは資料紹介展に関係する歴史講演会を開催しています。今年は、企画展「褒められた人々―江戸時代阿波の褒状―」に合わせて、次の歴史講演会を行います。

- ◇演題 「褒められた人々―近世阿波の領主と農民―」
- ◇講師 鳴門教育大学 高橋 啓 教授
- 午後二時より午後四時まで

◇期日

- ◇場所 二十一世紀館イベントホール
- ◇定員 二百名程度(先着順)

◇講師

開館時間

○午前九時三十分～午後五時

休館日

- 毎週月曜日(祝祭日の場合は翌日)
- 毎月第三木曜日



文書館の利用案内

利用方法

- 閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。
- 資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。
- 複写サービスは実費をいただきます。
- 資料の館外貸し出しは行いません。

交通のご案内

- ◇JR徳島駅から 徳島市営バス・徳島バス利用(約二十五分)
- ◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩 約三十五分
- ◇J R 徳島駅から 德島市営バス・徳島バス利用(約二十五分)
- ◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩 約三十五分

文書館だより 第21号

平成十五年九月二十六日発行

編集兼発行

徳島県立文書館

〒七七〇一八〇七〇

徳島市八万町向寺山

文化の森総合公園内

TEL(0八六六八三七〇〇)

グランド印刷株式会社

印 刷